

# 未来を担う子どもや若者、 保護者への支援について

佐保 昌一

(日本労働組合総連合会 総合政策推進局長)

## はじめに

2022年の出生数は80万人を切る見込みとなっており、少子化が進んでいる。出生数が減少している要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による生み控えの動きが挙げられるが、それ以前から出生数の減少は進行していた。1990年の1.57ショックを契機に、政府は1994年のエンゼルプランをはじめいくつもの子育て支援策を現在まで行ってきたが、少子化の流れは止まっていない。

岸田首相は2023年の年頭記者会見で「異次元の少子化対策に挑戦する」と発言し、今まで以上に子ども・子育て政策への関心が高まっている。

連合は、子どもに関する施策について、子どもの意思と最善の利益が尊重されることを求めている。子どもや子育て世帯が社会から孤立することなく、子どもや子育て世帯を社会全体で支える仕組みを構築し、子どもを生み育てることが応援されていると実感できる社会を実現すべきと考えている。

政府の全世代型社会保障構築会議「報告書」では、子ども・子育て支援の充実に向けた取り組むべき課題として①全ての妊産婦・子育て世帯支援②仕事と子育ての両立支援が盛り込まれている。これらの内容を中心に、「将来世代」である子どもや若者、そして子どもたちを育てる保護者に必要な支援について考えていく。

## 1. 保護者の孤立の予防、子どもの権利擁護のための伴走型支援

全世代型社会保障構築会議「報告書」に盛り込まれた妊娠期からの伴走型相談支援は、令和4年度第2次補正予算および令和5年度予算において予算化され、昨年11月に厚生労働省が自治体に向けて通知を発出した。保護者を孤立させない、子どもの生きる権利・育つ権利を守るといった観点から極めて重要な施策と言える。

個人差はあるものの女性は妊娠初期から悪阻や立ち眩み、貧血などの症状が現れ、妊娠中期から後期にかけても疲れやすさや、早産などのリスクがある。産後も自身の体の変化はもちろん、ホルモンバランスの乱れや寝不足による体調不良などが起こり、精神的に不安定な状態に陥りやすいといわれている。このような状況では、子どもの成長度合いや育児に関する疑問・悩みなどを相談できる相手がいない場合、保護者が不安感やストレスを抱えるのは当然である。体調の変化がない男性にとっても、育児は未経験でどうしたらいいかわからないということが往々にして考えられ、性別を問わず気軽に相談できる環境が整備されていることは育児をするうえでの安心材料になると考えられる。

生活環境の変化による影響もある。配偶者の転勤などによって配偶者以外の家族や知人がおらず不安を抱えながら出産を迎える場合や、2020年以降は、新型コロナウイルス感染

症の感染拡大を予防するため新たな妊婦の受け入れを制限する医療機関なども発生し、里帰り出産が難しくなった結果、家族の助けを借りられないといった事態も発生した。どの自治体においても妊娠・出産・育児に関する相談が気軽にできる環境整備は、子どもや保護者がその地域で子育てすることを社会が支えてくれると感じるための一歩になると考えられる。

子どもが置かれている状況についても見てみよう。厚生労働省が公表している子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）を見ると、2020年4月1日から2021年3月31日の間に発生または表面化した児童虐待による死亡事例は66例、そのうち死亡した子どもの年齢が0歳だったのは31例であった。主たる加害者は実母が28例、実父が4例、実母と実父が2例となっており、生まれて間もなく生きる権利を奪われていることや産後すぐの保護者が追い詰められやすくなっていることがわかる。この点からも伴走型相談支援の必要性、産前産後に接点を持つておくことの重要性の高さがうかがえる。

政府が発表した伴走型相談支援では、妊娠届と出生届の提出時および8か月ごろに面談を実施するとされているが、体調変化や産後の回復にかかる時間など個人差があることから、アウトリーチも含めた面談体制の整備や面談時期の緩和など、妊娠届と子どもの体調を最優先に真に寄り添う支援を実施することが重要である。

2022年6月には「子ども基本法」が成立した。その基本理念は次の通りである。

- ① 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- ② 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく

与えられること。

- ③ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- ④ 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- ⑤ こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

基本理念のもと、言葉が話せない、うまく自分の気持ちや考えを表現できない月齢の子どもを含め、すべての子どもの権利を守るには、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を追求する、行政とは切り離された子どもの権利擁護機関を設置する必要がある。現在、日本に存在する子どもオンブズマンは、いじめなどの個別の問題に対応することが中心となっているが、海外の子どもコミッショナーのように、広く国民に子どもの権利を周知し、子どもの権利や利益が守られているかを独立した立場で監視するとともに、子どもの代弁者として勧告や提言を行う機関の設置が求められる。

## 2. 妊娠・出産・育児に関わる経済的負担

伴走型相談支援には、育児に必要な物品の購入やサービスに利用できるよう、10万円相当の経済的支援を行うことが含まれている。また、出産育児一時金の増額など子育て世帯に向けた経済負担軽減策を政府が発表した。

2012年からの約10年で出産費用は増加し続

けている。また、都道府県によって約20万もの差が生じている。オプションのサービスを付加している施設も存在し、保護者が予想していたより退院時に支払う医療費の負担が大きいと感じる状況が起こっている。適正な出産費用を検討し、保護者や子どもを持つことを検討している人にわかりやすく示すことや支援していくことが必要である。連合は、妊娠・出産にかかる費用について、希望する人が安心して子どもを生み育てることができる環境整備に向け、負担軽減措置を講じつつ、正常分娩も含めてすべて健康保険の適用（現物給付）とすべきと考えている。

さらに、経済的負担を訴える声は産前産後だけではなく。連合は2022年に子育て中の世帯などを対象にアンケート調査を実施した。2000を超える回答の中で「子どもの教育費が高い」「養育にかかる費用負担が大きい」といった回答が非常に多かった。高等教育の無償化も所得制限が設けられているほか、奨学金の利用制限もあり、教育費をすべて自助で賄わなければならない世帯が存在することや2022年10月から児童手当の特例給付の一部を廃止したことのインパクトは大きく、本当は子どもを望んでいても経済的な不安から諦めるという選択をする世帯が存在していると考えられる。

労働者福祉中央協議会が2019年に発表した奨学金や教育費負担に関するアンケート調査の結果では、奨学金の返済が生活設計に影響したかという質問に対する回答として「結婚」への影響では24歳以下で約71.9%、25～29歳で約62.9%、「出産」への影響では24歳以下で約70.9%、25～29歳で約61.6%と若い世代に大きな影響を及ぼしていることがわかる。奨学金が将来を考えるにあたって若者の希望を妨げる原因となっている可能性があることを踏まえれば、奨学金のあり方や教育費についても検討していく必要があるといえる。

### 3. 仕事と子育ての両立に不可欠な保育サービスの提供

連合はかねてより潜在的待機児童も含めた待機児童問題の解消を求めてきた。子育てと

仕事の両立に不可欠な保育サービスだが、保育所・認定こども園などの待機児童数は2,944人（2022年4月時点）おり、減少傾向にあるものの解消には至っていない。特定の施設を希望しているなどの理由で待機児童数にカウントされていない児童もいることから、実際はさらに多くの児童が利用できずにいる。また、放課後児童クラブの待機児童数は15,180人（2022年5月時点）と多く、「小1の壁」は課題のままである。待機児童の学年別の割合をみると、小学4年生から6年生で半数を占めており、「小4の壁」といわれる高学年の子どもの居場所を確保していくことも喫緊の課題となっている。

保育施設の拡充には、保育士をはじめとする職員の人材確保が必須だが、保育資格を所有していても労働環境の過酷さ、処遇の低さを理由に保育現場に就職しない人や離職する人が少なくない。保育士の職員配置基準は4・5歳児で70人以上、1歳児で50人以上変わっていない。活動が活発になり、遊び方や友だちとの関わり方も多様になってくる4・5歳児30人を1人の保育士で保育することや、歩き始めやハイハイをする子、食事の介助が必要な子など発達スピードが異なる1歳児6人を1人の保育士が保育することがいかに困難かは想像に難くない。保育現場からは日ごろの保育の質だけでなく、災害時の避難も含め、早く職員配置基準を見直してほしいとの声があがっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染予防のために行う消毒作業など、新たな業務も発生しているほか、先ほど触れた伴走型相談支援の一つとして、政府は保育施設において身近な子育て相談の場として保育施設を利用することとしており、今後さらに保育現場の負担は重くなることが予想される。

最近では、不適切な保育に関するニュースが報道されている。児童に対して危害を加えたことは許されるものではないが、保育士たちの置かれていた環境はどうだったのだろうか。人材不足から食事をする時間どころか、休憩も取ることができないような負荷をかけてはいないだろうか。委託費の弾力運用など

によって、本来支払われるべき人件費が別の用途に使われていないだろうか。保育に関わるすべての職員が子ども一人ひとりと向き合っただけで保育できる余裕を持つことが、保育の質の向上につながり、子どもの利益になることを考えれば、配置基準の見直し、業務の効率化、業務に見合った処遇改善を行い、長く安心して働き続けられる職場環境を整える必要がある。2015年に始動した子ども・子育て支援新制度において、保育士の職員配置基準の見直しなど保育の質の向上に必要なとされた財源は未だ確保されていない。財源を早急かつ確実に確保することが求められる。

#### 4. 仕事と子育ての両立支援

連合で実施した子育て世帯に対するアンケート結果では、子育ての多くが女性に偏っていることや、世間からも女性が育児をするのが当たり前と見られていること、男性が育児することに対する職場や同僚の理解が足りないなどの指摘も多かった。「令和3年度雇用均等基本調査」によると、女性の育児休業取得率85.1%に対し、男性は13.97%であった。改正育児・介護休業法では、配偶者の妊娠を申し出た男性労働者に対しても自社の育児休業をはじめとする制度を周知し、制度の取得意向を確認しなければならないとされたが、いまだ「育児休業は女性が取るもの」という意識が職場に根強いのではないかと懸念されている。育児休業を取得する多くが女性であること背景には、女性が家事や育児といった無償労働を行う時間の長さがある。男性が家事や育児を担わなければ、この状況は変わらない。男性の家事、育児への参画に向けては、いわゆる「男性中心型労働慣行」、長時間労働の見直しや、固定的性別役割分担意識を払拭し、男性が安心して希望する期間の育児休業を取得できるようにすることが重要だ。

男性が育児休業を取得することが当たり前になっていない中、育休を取得したい男性の代替要員を配置するという意識が職場に十分浸透しているかについても課題である。育児休業をはじめとする制度を、当事者だけでなく、管理職や同僚にもしっかり周知し、制度

の取得意向の確認がしっかり実施されること、性別にかかわらず育児休業の取得を希望する人の代替要員を配置し不安を感じさせないようにしていくことが重要である。「育児休業はどのくらい取るのか」など取得を前提とした当事者への声かけを行うなどのちょっとした工夫でも職場の雰囲気が変わっていくのではないだろうか。私たち労働組合も制度の周知に向けた取り組みを強化し、男女がともに育児や家事と仕事を両立し継続して就労できる環境の整備を図っていかねばならないと考える。

#### 終わりに

議論が進められている全世代型社会保障の中でも、子どもや子育て家庭が置かれている状況や子ども・子育て支援の課題について述べてきた。政府は、2023年の3月までに少子化担当大臣のもと関係府省会議で政策のたたき台をまとめた。4月にはこども家庭庁が発足し、子ども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱の3つをまとめた「こども施策に関する大綱」が新しく作成され、子どもの視点にたつて必要な子ども政策がなにかについて取りまとめられる。子ども政策を実施するために必要な財源については、6月の骨太方針において財源確保の道筋を示すとしている。子ども・子育て施策に関わる財源の確保については、国民への丁寧な説明と合意形成をはかりつつ、国の責任で税財源を確保すべきである。

多様な働き方、子どもや保護者の置かれている様々な状況がある中、子どもの権利を守り、子どもを産み育てたいという希望をかなえられる社会の実現に向け、子どもや若者が将来に希望をもって育ち、学んでいくために必要な支援や子育て支援の在り方について改めて国民全員で考え、社会全体で子どもや子育てを支えていかねばならない。